

地方消費税税率引き上げ分の使途について（平成30年度決算）

消費税率の5%から8%への引き上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり全て「社会保障施策に要する経費」に充てています。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障分）

15,143 千円

（歳出）

（単位：千円）

項目		決算額	特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	
					引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障がい者福祉事業	4,025	2,969	1,056	100	956
	介護福祉事業	6,001	48	5,953	1,500	4,453
	高齢者福祉事業	5,287	1,800	3,487	543	2,944
社会保険	国民健康保険事業	25,779	10,485	15,294	0	15,294
	介護保険事業	37,478	0	37,478	3,000	34,478
	後期高齢者保健事業	10,962	6,537	4,425	0	4,425
保健衛生	障がい者・高齢者医療福祉事業	10,085	4,361	5,724	1,500	4,224
	その他医療福祉事業	2,980	1,030	1,950	1,000	950
	医療体制事業	748	0	748	100	648
少子化対策	子ども・子育て事業	38,806	25,523	13,283	4,400	8,883
	保育所運営事業等	75,216	3,246	71,970	3,000	68,970
合計		217,367	55,999	161,368	15,143	146,225